

令和5年度 第1回 大東市環境審議会 会議録

- 日 時 令和5年7月5日（水） 午前10時～12時
- 場 所 大東市立市民会館4階 大会議室
- 出席委員 花田会長、三ツ川副会長、玉置委員、北田委員、高橋委員、河村委員、
中原委員、木村委員、吉村委員、東野委員、花嶋委員、赤田委員、
田村委員、葛城委員
※委員名簿掲載順
- 欠席委員 濱崎委員
- 事 務 局 市民生活部長 木村 市民生活部総括次長 竹田
環境室 室長 藤原 課長 吉原
課長補佐 戸田、上村、武内
上席主査 道木 主査 山崎
課員 角江 田上
- 傍 聴 者 無し
- 当日次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - 議事1：大東市環境の保全等の推進に関する条例の改正について
 - 議事2：大東市脱炭素戦略・大東市地球温暖化対策実行計画の策定について
 - 議事3：その他
 - 3 閉会
- 配布資料
 - 1. 会議次第
 - 2. 資料一覧
 - 3. 委員名簿
 - 4. 配席図
 - 5. 【資料1】大東市環境審議会規則
 - 6. 【資料2】大東市環境の保全等の推進に関する条例の改正
 - 7. 【資料3】大東市脱炭素戦略・地球温暖化対策実行計画策定について
 - 8. 【資料4】市民・事業者アンケート案

1 開会

2 議事

議事 1：大東市環境の保全等の推進に関する条例の改正について

<意見等>

事務局	【資料 2】について説明。
委員	現在の条例規制では、農業用と非常用災害用の井戸が例外として認められており、その範囲を広げるという事である。ただし、工業用までは広げず、家庭用、土壤汚染浄化用、温泉にのみ対象を広げる。 また、この規制緩和をしても、地盤沈下にはつながりにくいとのことである。
委員	学識者意見として、大阪府環境審議会の温泉部会長代理の三田村氏からの意見も資料に記載されているとおりで、規制緩和については問題ない考える。
委員	1 つ質問で、資料 2 ページに地下水位は近年上昇傾向であるとの記載がある。上昇傾向はいいことかと思ったら、液状化のリスクが高まるとの説明であった。そのため、多少は地下水を揚水して利用したほうがいいのか。
事務局	判断が難しい部分ではあるが、阪神淡路大震災では、尼崎市が液状化現象で苦労したと聞いている。現在も、地下水位調整のために、ポンプで揚水をしているようである。
委員	駅の周辺で地盤沈下が起きていると聞いたことがある。それで、現在のような地下水採取規制を行うこととなったと認識している。 近年では、地盤沈下は収まり、今後も沈下の恐れはないとの学者意見が出ているが、委員からの意見はないか。
委員	端的に言って、緩和のメリットは何であるのか。 資料には、温泉施設による地域経済活性化とあるが、温泉はそもそも規制対象ではない。また、災害時協力井戸の登録推進についても、災害用井戸も規制対象外となっている。
事務局	条例が制定されてから 40 年が経っている。 地下水資源のことを市民に周知し、その有効利用を市民の皆さんと考えていきたいと考えている。
委員	意図がよく理解できない。規制緩和しなくてもできることを、規制緩和して市民に訴えていくというのは、理屈が通らないのではないか。 規制緩和の目的は何か。

事務局	大東市は、これまで地盤沈下に悩んできた。そのため、他市にはないような厳しい規制を設けた。しかしながら、近年は地下水位が上昇しており、地盤沈下もおさまりつつあることから、規制緩和について検討することとした。 汚染浄化用井戸の掘削が可能になるということは、浄化作業が可能になるので、土地の価格的にメリットがある。家庭用井戸については、新たな掘削はあまりないを考えるが、災害時協力井戸の登録推進に繋がり、地下水位の観測にもメリットがある。温泉については、大東市の近隣市にはあるが、大東市には温泉施設がない。温泉施設ができることで、市税の収入、観光、地域経済の振興といったメリットがある。
委員	温泉は規制に関係がないと書いているのに、温泉を掘削できるようになることがメリットと書いているのはおかしいのではないかと。汚染浄化用井戸については、土壌を浄化することで土地の価格が上がるメリットがあるという説明があったが、どこかに事例があるのではないかと。そのような特定の人物に対してだけメリットがあると考えられる。 温泉の話を持ち出すのはおかしい。そもそも温泉は規制対象外ではないのか。
委員	大東市は、温泉掘削は実質的に禁止であると認識している。 温泉を掘る際には大阪府の許可がいるが、地域調整として大阪府が地元の意見を聞いたときに、大東市が反対したという経過もある。 現行条例では、温泉についての上乗せ規制はあるのか。
事務局	条例では、地下水採取を禁止している。旧外環状線から西側の区域においては、温泉に限らず、地下水の採取を禁止している。
委員	以前に庭が広がったので植木の水やり用に井戸を掘ることを考えた事が有ったが、それも禁止であるのか。
事務局	禁止である。 農業用井戸は掘削可能であるが、家庭用井戸は禁止している。
委員	今回の緩和で家にも井戸を掘ることができるようになる。災害時に役立つので、いい緩和であると考えます。 汚染区域については大東市内に 3 区域の例があるが、汚染土壌を洗浄するためには、井戸 1 つでは足りない。広さに応じて 1 区域に複数の井戸を設置しなければならない。基本的には 2 つ必要である。 汚染浄化用井戸の掘削について要望があったのか。
事務局	過去に要望があったのは事実である。
委員	緩和自体を否認したいわけではないが、何のために緩和するかの意味を正しく書いてほしい。誰もが賛同しやすいように書くのではなく、汚染浄化用井戸や、家庭用井戸が掘削可能になる。それを管理すること

	で、もう少し詳しく地下水について把握することができるというように書くべきでないか。 これでは特定の人にメリットがあるのではないかと勘繰ってしまう。記載の順番を訂正したほうがいいのではないか。
事務局	見直しにあたって、特定の団体等から要望があったわけではない。 大東市は、府域でも特に規制が厳しいものであるので、地盤沈下が収まった現在、この規制が本当に必要かどうか、このまま続けるかを見直すため、昨年度に地盤調査を行った。地下水位上昇をはじめとする様々な要因や、地下水マネジメントの観点から、可能なものについては緩和していきたい。 具体的なメリットは少ないかもしれないが、今後も大東市だけ厳しく規制し続けることに果たして合理性があるのか、このまま先送りするのでもいいかなものかと考える。
委員	規制緩和に関しての異議はない。 記述方法の問題であると考えるが、地下水採取は原則禁止と条例にある。施行規則には例外規定があるが、この部分で温泉についての緩和ができるのか。
事務局	条例の記述方法については、摂津市の条例を参考にしている。本市の法規担当とも相談しつつ、改正については問題が無いように今後進める。
委員	そうしたほうが良い。 例外規定のやり方としては、「市長が定めるもの」とするような方法もある。 現状では問題がないか心配である。
委員	条例の記述方法について、どうであるか。
事務局	工業用水法も同様の書き方をしているので、そちらも参考にしている。 条例では、動力を用いて地下水を採取するものを井戸と定義しており、そもそもこの定義から温泉を除外する。
委員	災害時協力井戸について確認であるが、今回は汚染浄化用井戸であれば掘削できるようになるという改正案であるが、そこに災害時協力井戸の登録をするという条件を付けるのか。 国の規制は、外環状線より西側を規制区域とし、禁止条件を定めている。大東市の規制は、旧外環状線より西側を規制区域とし、基本的に禁止として、一部例外を定めている。 今回は、家庭用井戸の掘削ができるようになるが、旧外環状線から西側の規制区域については、そのまま残すのか

事務局	規制区域については、現状のままとする。
委員	災害時協力井戸の登録についてはどうか。
事務局	家庭用井戸の掘削申請時に、災害時協力井戸の案内をしており、大東市には現在 10 本の登録がある。 今回の緩和に合わせて、災害時協力井戸制度の周知をしていきたい。
委員	条例改正案では、温泉を井戸の定義から除外するという事であるが、改正前の井戸の定義は資料のどこに記載されているのか。
事務局	現状では、温泉も禁止している。動力を用いて地下水を採取することを禁止している。
委員	温泉については除外されているのではないか。
事務局	温泉を除外するのは、条例の改正案の内容である。改正案では、そもそも井戸の定義から除外している。
委員	改正前の条例は、資料の黒字部分で、改正案が赤字部分ということか。
事務局	そうである。
委員	現行条例と条例改正案を、資料に横並びに記載したらよかったと考える。 今回の改正案では、条例で井戸の定義から温泉を除外し、施行規則で家庭用井戸と汚染浄化用井戸を例外規定に追加する。
委員	理解した。
委員	ややこしいやり方であるが、今日ご提案の内容は、資料に記載された○×の表のとおりである。
委員	改正案では、例外規定を施行規則に追加するとあるが、例外規定というものが、別に記載されているのか。
事務局	施行規則で例外を定めているので、そこに追加する。
委員	分かりにくいのではないか。
事務局	条例で地下水採取を全面禁止しており、規則で例外規定を定めている。 現行では、農業用、災害用、非常用を例外としている。今回は、条例で温泉掘削を可能にし、現行の規制内容に家庭用と汚染浄化用を例外規定に追加する方式を考えている。
委員	他に意見はないか。
委員	内容がわかったようでわからない。 国は外環状線から西側が規制区域で、大東市は旧外環状線から西側が規制区域となっており、国よりも厳しい。 今回の見直しで、大東市全体が規制区域から除外されるのか。

事務局	規制区域はこれまで通り残る。
委員	規制区域が残るのであれば、汚染区域に指定されている区域も規制区域に含まれているのか。
事務局	旧外環状線から東側は、もともと規制がない。改正案では、西側の規制を緩和する。 工業用水法では外環状線から西側を規制しているが、これは工業用水を規制するための趣旨である。大東市の条例の趣旨は地下水採取規制であり、旧外環状線から西側を規制している。
委員	旧外環状線から西側が規制区域ということか。
事務局	その通りである。従来から、高野街道から東は地盤が固いことが分かっている。そのことを踏まえ、区域についてはこのまま残すことを予定している。
委員	地元の人間からすれば、旧外環状線という表現ではなく、国道 170 号線とする方がいいと考える。
委員	表記については問題ないか。
事務局	条例には正式名称で記載している。資料では、旧外環状線とする方が分かりやすいと考え、そのように記載しているが、今後は正式名称で記載する。
委員	他に意見はないか。 諮問書では、条例改正を予定しているので、改正について審議をお願いしますということであるが、このような審議で問題ないか。
事務局	次回審議会で条例案を提示するので、それに対して答申いただきたい。

議事 2：大東市脱炭素戦略・大東市地球温暖化対策実行計画の策定について

<意見等>

委員	続いて議案 2 にうつる。 過去に審議してきた温暖化対策実行計画は事務事業編である。これは、大東市が活動を行うにあたっての目標を定めているものである。ただ、今回の実行計画は区域施策編ということで大東市の規模的には、義務ではなく、あくまでも努力義務である。 2050 年にはゼロカーボンシティを目指すとして市長が表明した関係もあり、より大きな枠組みである区域施策編を策定することとなった。それにあたっての説明を事務局からお願いしたい
事務局	温暖化対策関係で、プロポーザルを先月に実施した。本日はその委託事業者である国際航業様に、説明に来ていただいている。計画の概要については、そちらから説明をお願いします。
事務局	【資料 3】について説明。
委員	委員から意見をいただきたいが、アンケートの項目内容を今見たので、この場で意見をするのはなかなか難しいのではないかと考える。 気になる点としては、計画策定までスケジュールがタイトである。 コンサルさんは他でも経験があるので、計画策定についてはよくご存じだと思うが、だからこそ、大東市の特性をしっかりと示した計画にしていきたい。 資料 3 ページでは、環境省からイラストをとってきているが、市民や事業者が、自分の市の計画とわかるようなイラストにする必要がある。 資料 2 ページでは、温室効果ガス排出量について産業部門 36%、民生部門 40%とあるが、産業部門について、どういう業種が多いのか、企業の規模でもだいぶ変わってくると思う。 そのため、どこの地域にも当てはまるような計画ではなく、大東の特性に合ったものにしてほしい。 大東らしい部分を探したが、事業者用のアンケートで、8 ページに BPS の項目がある。問 22 について、バイオマス発電所からの電力を公共施設に供給できることに興味があるかという質問であるが、事業者であれば、自身の電力を切り替えることを質問してもいいのではないか。そうしないと繋がらないと思う。 市民用のアンケートでも、4 ページの問 13 でクールチョイスを知っているか質問しているが、この質問は計画策定に関係あるのか疑問である。

	できるだけ回答率を上げたいが、そのためには質問数を少なくしないといけない。このままでは、質問数が多すぎると感じる。 大事なことなので、委員の意見をしっかりと伺いたい。
委員	資料 2 ページで、温室効果ガス排出量のデータについては、どの程度大東市域のデータをおさえているのか。 アンケートについても、家庭や事業所の電力のエネルギー源については質問しているが、公共交通機関は使用するかといった、移動に関するエネルギー使用の質問がないのではないのか。
事務局	排出量データについては、環境省の公表値に示されている数値を使用している。 その他に、国や府の統計値を按分して計算した。
委員	その環境省のデータに各自治体のデータがあるのか。
事務局	ある。
委員	交通機関のエネルギー使用についてはどうか。何かアンケート項目に含まれているのか。
事務局	現状の取組の部分で、市民用アンケートの間 15 にて、徒歩や自転車移動をしているかというような質問を設けている。 その回答結果を見ていきたい。
委員	公共交通機関の推進については、基礎自治体の大きな課題である。 そのため、交通手段について聞くことは非常に大事ではないか。
事務局	確かに、交通手段についての質問は重要と考えている。 大東市でも、公共交通基本計画がある。それとの整合性も確認しつつやっていきたい。
委員	今、市民がどうしてて、これからどうしていくのかという部分に、もう少し比重を置いてもいいのではないのか。
事務局	今後調整していきたい。
委員	移動手段についても、アンケートをすることによって、自分でもこういう事ができるという気づきの場にできたらいい。 アンケートの参考資料で、ごみ発電という表現は問題ないか。
委員	問題ない。
委員	バイオマス発電はごみ発電に含まれないのか。
委員	詳しいわけではないが、ごみ発電に使用する廃棄物には廃プラ等様々なものがまざっており、再生可能エネルギーがそこに含まれるのかは判断が難しい。
委員	この説明で問題ないのであれば、良い。
委員	市民アンケートで、居住地域について、どういった形で自分が住む

	地域を分類したらいいのかわからない。 二酸化炭素を削減するためのアンケート項目が多い。大東は3分の1が山である、二酸化炭素を吸収するための取組についての項目のアンケートがあると、なおいいと考える。 家でもできるような取組み項目もあるといい。
委員	他に意見はないか。
委員	実際にアンケートに回答してみたが、難しいという印象であった。面倒くさいという気持ちが出てきた。 サンプル数は1500となっているが、その数で大東市のことが分かるのか。回答者の選定については、どのようにするかで結果が変わってくるのではないかと。個人が回答するやり方になっているが、場合によっては、世帯で考えてくださいというやり方でもいいのではないかと。 もう少しわかりやすい表現でアンケートしてほしい。
委員	居住地域については中学校区と聞いている。それを書いてもらえると市民にもわかりやすいのではないかと。 内容をわかりやすくというのは難しいが、質問数が多いので、いい加減に回答されるのももったいない。
委員	質問について、あまり練られていないと感じる。計画に反映することを見越して、ある程度先見をもって質問を考えてほしい、 質問に性別がないし、住居の築年数を質問しているが、大東市での居住年数でも大東市への認識が変わってくるので、そちらを質問するほうがいい。 8月7日までにアンケートを実施するというスケジュールであるが、あまり性急にアンケートを回収する必要はないのではないかと。 アンケート、サンプリングは大事なことで、そのあたりの説明をしてほしい。
委員	サンプリングについてはどのようにするのか。
事務局	住民について1500件のサンプリングとする。無作為とすると、人口形態的に高齢者の割合が多くなってしまうので、年齢別で選定するのか、今後検討したい。
委員	スケジュールはこれしかダメなのか。 現時点でアンケートがこのような状態なので、あと1ヶ月で完成、配布、回収はタイトである。 また、関係団体との調整の内容についても伺いたい。 パブコメは1か月程度必要であるが、スケジュールをずらせないのか。

事務局	パブコメは11月中旬に1か月間の実施予定であるので、10月末には計画素案を作成する必要がある。そこから逆算すると、アンケートを9月上旬を目途にまとめていかないといけない。そのため、8月7日にアンケートをしたいが、1週間程度であれば、後ろ倒しでも調整可能である。 関係機関との調整については、BPS等の関係企業へヒアリングを行っていきたい。
委員	関係機関との調整はアンケートと同時並行でできないのか
事務局	可能である。どのような取り組みをしていくのかが見えてきた段階で、関係する企業との調整を行いたい。
委員	タイムスケジュールとしては、来年の3月末までに製本するというのがポイントであるのか。
事務局	本事業は国の補助金を使用している。その関係で来年1月末までに業務完了、支払いまでしないといけない。1月15日に完了報告をもらい、市で内容検査、支払いをするのがギリギリである。
委員	スケジュールがタイトとはいえ、このアンケートでは内容が難しすぎる。これに基づいて施策を検討するのは無理がある、市民に何を聞きたいのか、国際航業は市役所ともう少し相談してほしい。 QRでの回答できるようにするとのことであるが、アンケート用紙が違う人の手に渡ってしまっても問題ないか。管理はどうするのか。
事務局	配布した人にしかQRを読み込めず、IDで管理する。届いた人にしか回答できないような仕組みにする。
委員	1人1人違うIDのアンケートを配布するのか
事務局	グーグルアカウントで管理している。アカウント作成やログインも不要である。
委員	QRで回答し、さらに紙でも回答した人はわかるのか。
事務局	ダブルカウントにならないようになっている。
委員	回答者の識別はできるのか。
事務局	これまでの経験では二重回答や変な内容の回答はなかった。回答割合としては、紙の回答が圧倒的多数で、電子回答が少数あった。これまでの経験上、そういったことは心配していない。
委員	若い人も紙で回答するのか、そもそも回答しないのか、どちらであるか。
事務局	回答が返ってこないことが多い。
委員	スマホで簡単に回答できるようにし、若者の回答率を上げたい。
事務局	QRでも回答できるようにすることで、回答率は以前よりもましに

	なった。回収率は 35-40%となっている。
委員	いくつか課題があり、アンケートそのものについて、1 枚目が読む気にならない。もっと読んでみようという気にしにといけない。 質問内容も、このアンケートの回答でわかるような、市民の行動や事業者の行動を計画に反映したいのであれば、それができるような質問に絞ってはどうか。一般的な質問もしたいが、スケジュールがタイトであるし、多くの人に回答してほしいのであれば、これを知りたい、という内容に絞るのはどうか。
委員	アンケートの内容について、事業者としては、公共施設がバイオマス由来の電気を使用しているかよりも、自分たちがそれに変更できるかを知りたい。
委員	アンケートを大急ぎで、作り直してほしい。 他の委員の意見も聞きたいが、本日は時間がないので、今週中に、事務局に気づいたことを連絡する。それを国際航業に伝えてもらい、アンケートをブラッシュアップしてもらうこととする。 計画に必要なことだけを聞く。そうすれば、QR からの回答もやりやすくなるのではないか
委員	QR は裏面ではなく、1 面に乗せるべき。若者にとってはその方がいい。
委員	繰り返したが、アンケートに対する気付きを土曜日までに事務局に伝えてほしい。

議事 3 : その他

<意見等>

事務局	一般廃棄物処理基本計画の取組みとしての粗大ごみ有料化と、ペットボトル水平リサイクルについて説明させていただく。 令和 5 年 7 月 1 日から粗大ごみの有料化を実施している。有料化直前の 6 月の申込件数が多く、昨年度比で 2 倍になったが、受付センターの増員にて対応した。粗大ごみ処理券については、前回の審議会の意見をもとに色を変更し、コンビニ等で販売している。特に現状では問題点もない。 ペットボトル水平リサイクルについては、東大阪都市清掃施設組合で令和 6 年 4 月から取り組んでいきたい。ペットボトル水平リサイクルとは、ペットボトルからペットボトルを作るというもので、半永久的にペットボトルをリサイクルできるというものである。民間事業者 3 社から共同提案があった。
-----	--

	リサイクルには化石燃料を使用せず、近畿圏内の処理工場で行うので、輸送にかかるエネルギーを抑えることができる。SDGsの観点から、新たに取り組みたい。
委員	リサイクルの工程には新たな化石燃料はいらないのか疑問であるが、詳細が分かれば今後教えてほしい。 資源の観点からは、リデュースが一番いいと思う。

3 閉会

以上